

# ブリッジ Bridge 3月号

## トレンドニュース(令和8年1月分)

### ◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.15倍(前月比0.01P低下)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

### ◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,613人と前年同月比12.2%減少。

新規求職申込件数:1,869人と前年同月比6.4%増加。

⇒新規求職者が7ヶ月連続で増加しています。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

### ◆ ~ 36協定・就業規則等の届出にあたってのお願い~

「36協定届」や「就業規則(変更)届」などは、インターネットを利用して電子申請を行うことで業務効率化ができますので積極的に利用しましょう。

例年、3月下旬は届出が集中しますので、なるべく早期の届出をお願いします。

## 目次

### 《お知らせ情報》

- ◆ 確かめよう労働条件
- ◆ 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました!!
- ◆ 「スポットワーク」を使用する事業主の皆様へ  
~「知らない」では済まされない~「スポットワーク」の労務管理
- ◆ 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

### 《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

## ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1~3階

Tel 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



## 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

Tel 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728





HOTLINE

# 労働条件相談

## 「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! **14言語**に対応  
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign Language support is also available!

日本語 / English / 汉语 / Português / Español / Tagalog / Tiếng Việt / မြန်မာဘာသာစကား /  
नेपाली भाषा / 한국어 / ภาษาไทย / Bahasa Indonesia / ភាសាខ្មែរ / Монгол хэл



日本語

# 0120-811-610

相談 [月~金] 17:00~22:00  
対応時間 [土・日・祝日] 9:00~21:00 ※12月29日~1月3日は除く

Labour Standards Advice Hotline	0120-531-401	(Mon~Sun)
劳动条件咨询热线	0120-531-402	(周一~周日)
Linha direta de consultoria trabalhista	0120-531-403	(Segunda a sábado)
Linea directa de asesoramiento sobre normas laborales	0120-531-404	(Jueves, viernes, sábado)
Hotline sa telepono para sa pagkonsulta tungkol sa mga kondisyon sa paggawa	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Đường dây nóng tư vấn điều kiện lao động	0120-531-406	(Thứ 3, Thứ 4, Thứ 6 ~ Chủ nhật)
လူဝင်မှုေးကွက်အခွင့်အလမ်းတိုင်းရင်းနှီးရင်း Hot line	0120-531-407	(ဗုဒ္ဓဟူး, ဝန်နဂါး)
श्रम अवस्था परामर्श हट लाइन	0120-531-408	(बुधवार, आइतवार)
외국인 노동조건 상담 핫라인	0120-613-801	(목, 일)
สายด่วนปรึกษาปัญหาแรงงาน	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Hotline Konsultasi Standar Ketenagakerjaan	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
လေ့စွဲမရှိသူတို့အားကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲပြောဆိုနိုင်ရန်အတွက်	0120-613-804	(ပိဋိတ် ရက်)
Хөдөлмөрийн стандартын тухай зөвлөгөө өгөх тусгай дугаар	0120-613-805	(Даваа, Бямба)

### 「外国人労働者向け相談ダイヤル」 Telephone Consultation Service for Foreign Workers

相談対応時間 [月~金] 10:00~15:00 ※12:00~13:00は除く

Telephone Consultation Service for Foreign Workers	0570-001-701	(Mon~Fri)
面向外籍劳动者的咨询专线	0570-001-702	(周一~周五)
centrais de atendimento para trabalhadores estrangeiros	0570-001-703	(Segunda à sexta)
Servicio de consultas telefónicas para los trabajadores extranjeros	0570-001-704	(De lunes a viernes)
Konsultasyon sa telepono para sa mga dayuhang manggagawa	0570-001-705	(Lunes-Biyernes)
Số điện thoại tư vấn dành cho lao động nước ngoài	0570-001-706	(Từ thứ 2 ~ thứ 6)
နိုင်ငံခြားသားအလုပ်သမားများအတွက်ကျွန်ုပ်တို့၏အခွင့်အလမ်းတိုင်းရင်းနှီးရင်း	0570-001-707	(ဝေသာနဂါး)
विदेशी कामदारहरूको लागि टेलिफोन परामर्श	0570-001-708	(सोम-बिह)
외국인 노동자를 위한 상담 콜센터	0570-001-709	(수~금)
บริการให้คำปรึกษาสำหรับแรงงานต่างชาติ	0570-001-712	(วันพฤหัสบดี)
Layanan Konsultasi via Telepon untuk Pekerja Asing	0570-001-715	(Selasa)
မော်ကွန်းတိုက်ပြောဆိုနိုင်ရန်အတွက်	0570-001-716	(ဂုဏ်)
Гадаад ажилчдад утсаар зөвлөгөө өгөх үйлчилгээ	0570-001-718	(Баасан)



### 転生したら スライム だった件

理不尽な働き方に、一人で悩んでないか?

みんなを守る、  
“解”があるぞ!



# 確かめよう 労働条件

有給休暇

ハラスメント

労働条件  
明示

解雇・  
雇止め

長時間  
労働

©T.F.K./TSP

サイトで確認

労働条件ポータルサイト

## 「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件

検索

携帯電話・スマホでも



電話で相談

労働条件相談 「ほっとライン」

# 0120-811-610

相談 [月~金] 17:00~22:00 [土・日・祝日] 9:00~21:00  
※12月29日~1月3日は除きます。

◆専門知識を持つ相談員が対応します。  
◆厚生労働省委託事業  
(委託先: 株式会社東京リーガルマインド)

ひとくらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare



サイトで確認

— 労働条件ポータルサイト —

# 確かめよう 労働条件

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件

検索



使ってみよう!

FOR WORKERS 働いている方向けコンテンツ



アプリで学習

## 労働条件に関する法律をクイズやマンガを通して学習できる!

ダウンロードはこちら

※AppleおよびGoogle Playは米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。App StoreはApple Inc.のサービスマークです。Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。



## アニメで学ぶ労働条件

ストーリーを楽しみながら労働関係法令を学習することができます。



## 学習コンテンツ

働く方、事業主の方双方にとって有益な情報を網羅しています。

コンテンツ内容例(一部)

- 労働条件の明示
- 時間外・休日労働と割増賃金
- アルバイト先でのトラブル
- 退職、解雇、雇止め
- 過重労働の防止
- ハラスメント

## マンガで学ぶ労働条件

働き始めるとき、働くときの注意点について、マンガでやさしく紹介します。



## 労働条件Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q&Aの一例

- 年次有給休暇はもらえるのですか? また、パートタイム労働者も、もらえるのでしょうか?
- 社長から突然解雇を告げられました。労働基準法上、問題はないのでしょうか?
- 労基法に違反する内容の契約でも、結んでしまえばこれに従わなければならないのですか?
- 労働基準監督官はどのようにして会社を監督しているのでしょうか?

LINEで相談

## LINE公式アカウント「確かめよう労働条件」

利用者からのお問い合わせに対して、チャットボットが労働関係法令の解説や相談窓口のURLをご案内します。

友だち追加完了!

こちらの2次元コードからもLINEの友だちに追加可能!

※2次元コードをスキャンするには、LINEアプリのコードリーダーをご利用ください。



01 「確かめよう労働条件」を検索

LINEアプリを開き、「ホーム」または「トーク」タブで表示される検索窓に、LINE公式アカウント名「確かめよう労働条件」を入力します。

02 該当アカウント友だち追加!

「公式アカウント」タブに切り替えると、検索結果が一覧表示されます。該当するアカウントをタップして「追加」すると友だち登録が完了します。



FOR MANAGERS

事業者・企業の労務管理 担当の方向けコンテンツ

3ステップで診断!

## 労働条件の診断や就業規則作成をサポートします! ~スタートアップ労働条件~

### WEB診断 労働条件や就労環境を3ステップで診断できます!



STEP1 カテゴリー選択

- 一般の設問のみ (47問)
- 一般の設問+外国人労働者 (56問)
- 一般の設問+パートタイム労働者 (56問)
- 一般の設問+自動車運転者 [トラック] (55問)
- 一般の設問+自動車運転者 [バス] (55問)
- 一般の設問+介護 (57問)

一般的な設問と、トラックやバスの自動車運転者、介護業界、外国人労働者、パートタイム労働者の設問に回答することができます。



STEP2 診断

- 問A-1 A 募集・採用、労働契約の締結
- 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。 01/05問
- 1. 特段の必要性がある訳ではないが、制限している。
  - 2. 特段の必要性があって制限している。
  - 3. 制限していない。

設問画面です。いずれか一つを選んでください。



STEP3 診断結果

問A-1 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。

あなたの回答 3.制限していない。

【評価コメント】 問題はありません。年齢によって一律に差別するのはなく、業務等に依り適性や能力を見極めて採否を決めることが必要です。今後とも、この方針を維持してください。

評価を記録 結果印刷 詳細印刷

設問毎の回答に対する評価コメント、基本情報、参考・支援情報も提示します。

### 電子申請様式作成支援ツール 36協定届等を電子申請!



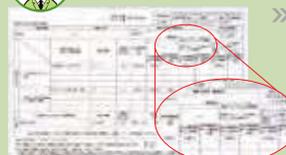
STEP1 データを入力



画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。



STEP2 出力



実際の36協定届として出力されます。



STEP3 電子申請



管轄の労働基準監督署にそのまま電子申請ができます。

### 就業規則作成支援ツール そのまま出せる就業規則を作成!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



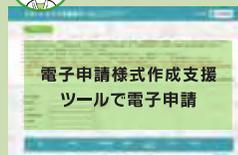
STEP2 出力



就業規則のPDFデータを出力できます。



STEP3 電子申請



管轄の労働基準監督署にそのまま電子申請ができます。

※就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。

# 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!



「確かめよう労働条件」を使うと  
4つの機能で電子申請が便利に!!

◇ 詳細は裏面へ

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減!
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要!
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要!
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能 → 次回届出を効率化!

## 電子申請様式 作成支援ツール

様式第9号(第16条第1項関係)		労働条件		労働条件		労働条件	
届出先		届出先		届出先		届出先	
労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件
労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件	労働条件

### 対象手続

- ◇36協定届  
様式第9号(一般条項)  
9号の2(特別条項)  
9号の3(研究・開発)
- ◇1年単位の変形労働時間制  
に関する協定届
- ◇就業規則(変更)届

以下のとおり検索いただき、  
ウェブサイトへアクセスして  
ご利用ください。

確かめよう労働条件  検索



## ポイント 1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出すことができます。

## ポイント 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

## ポイント 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありましたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

## ポイント 4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。

また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出すことができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

[https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support\\_1.html](https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html)



## お問い合わせ先

- Q. アカウントの作成方法がわからない
- Q. ツールを操作していたらエラーが表示された

- Q. 届出等の記載内容や法令・制度について教えて欲しい
- Q. 本社一括届出について教えて欲しい

ツールの操作方法に関する  
お問い合わせ先

以下リンク先の  
お問い合わせ窓口

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



法令・制度に関する  
お問い合わせ先

最寄りの労働基準監督署

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)



(R7.3)

「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

# 「スポットワーク」の 労務管理

労働に関する  
トラブル  
にならない  
ために



急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」。最近利用者が急増しています。

「スポットワーク」の労務管理上の注意点をまとめましたので、理解した上で「スポットワーク」を利用しましょう。

※ このリーフレットでは、スポットワークとは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこととしています。

※ スポットワークにはさまざまな形態がありますが、このリーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行う事業者(以下「スポットワーク仲介事業者」という。)が提供する雇用仲介アプリ(以下「アプリ」という。)を利用してマッチングや賃金の立替払を行うものを対象とします。

「知らない」では済まされない

# 「スポットワーク」の労務管理

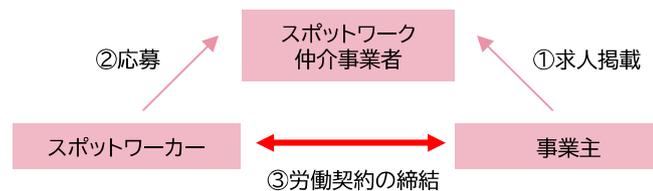


## 1 労働契約締結時における注意点

### 誰と誰が労働契約を締結するのかを確認しましょう

スポットワークは、事業主とスポットワーカーが直接労働契約を締結することとなり、**労働基準法等を守る義務は、労働契約を締結した事業主に生じます。**

※ スポットワーカーとスポットワーク仲介事業者が労働契約を結ぶものではありません。



### 労働契約の成立時期を確認しましょう

労働契約は、労働者が事業主に使用されて労働し、事業主がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び事業主が合意することによって成立します。(労働契約法第6条)

労働契約の成立時期は個別の具体的な状況によります。原則として、**労働契約の成立をもって労働関係法令が適用されることになるので、労使双方で成立時期の認識を共有した上で、労働契約を締結することが求められます。**

スポットワークでは、アプリを用いて、事業主が掲載した求人に応募したスポットワーカーが応募し、面接等を経ることなく、短時間にその求人と応募がマッチングすることが一般的です。**面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人に応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものと一般的には考えられます。**

労働契約成立後の解約(いわゆる「キャンセル」)について、その事由や期限をあらかじめ示した契約(解約権留付労働契約)を労使間で締結する場合には、当該事由が合理的であることや、労働契約法第3条第1項の労使対等の原則の趣旨を踏まえスポットワーカーにのみ不利な内容にならないことに留意する必要があります。

※ 事業主の都合で仕事を直前に解約することは、就労のためのスポットワーカーの準備を無駄にさせ、その日の別の就労機会を見つける時間的余裕がない状態に陥らせるおそれがあり、労働者保護の観点から、不適切であると考えられます。このため、事業主からの解約の期限については、別の就労機会を見つける時間的余裕に配慮した設定が求められます。

※ 民法上、契約期間の定めのある労働契約については、労使間で特段の合意がない場合は、やむを得ない事由(天災事変等)がある場合を除き、労働契約成立後に解約することはできません。

なお、一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、労働条件の変更に該当し、**事業主とスポットワーカー双方の合意**が必要です。

### 労働契約成立後は労働基準法等を守りましょう

労働契約が成立すると、**事業主には労働基準法等を守る義務が生じます。**予定された就業開始前に労働条件を明示することなどが必要となります。

スポットワーカーに労働条件を明示しましょう。**労働条件を明示しなかった場合には、労働基準法違反となります。**

労働条件を書面の交付などの方法で明示することは**事業主の義務であり、未然にトラブルを回避**することにもつながります。

労働条件通知書の交付はスポットワーク仲介事業者が代行してくれる場合もありますが、交付は事業主の義務なので、きちんと交付されているか、その内容は適切か、事業主の皆さまは確実に確認しましょう。もしスポットワーク仲介事業者から交付されていない場合、事業主から交付してください。

「知らない」では済まされない

# 「スポットワーク」の労務管理



## 2 休業させる場合の注意点

### 丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった

労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、**スポットワーカーに対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要**があります。



※ 休業手当の代わりに、その日に約束した賃金を全額支払うことで差し支えありません。

※ 休業手当を支払う場合であっても、事業主自身の故意、過失等により労働者を休業させることになった場合は、賃金を全額(休業手当を既に支払っている場合は当該手当を控除した額)支払う必要があります。(民法第536条第2項)

## 3 賃金・労働時間に関する注意点

実際の労働時間に対する賃金を労働条件通知書に記載された所定支払日までに支払わなければ労働基準法違反となります。

### 業務に必要な準備行為等も労働時間です

事業主の指示により、就業を命じた業務に必要な準備行為(指定の制服への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(掃除等)を就業先内において行った時間などは労働時間に当たります。**求人の際に、これら着替え等の時間も含めて始業・終業時刻を設定**しましょう。予定した始業時刻より前に、事業主の指示により、就業を命じた業務に必要な準備行為(指定の制服への着替え等)などが発生した場合は、その時間を労働時間として取り扱ってください。

なお、事業主の指示により待機を命じた時間も労働時間に該当することから、待機後の事由にかかわらず、事業主は待機時間に対する賃金を支払う必要があることに留意してください。

### 一方的な賃金の減額は違法です

賃金について、労働条件通知書などで示した額を一方的に減額したり、「別途支払う」としていた交通費などを支払わない場合には、労働基準法違反となります。

### 実際の労働時間を速やかに確認しましょう

スポットワーカーから予定していた労働時間と異なる実際の労働時間による修正の承認申請がなされた場合は、事業主は、賃金はスポットワーカーの生活の糧であることを踏まえ、予定された労働時間に基づき勤務した賃金は遅滞なく支払うとともに、予定の労働時間と異なる時間については、速やかに確認し、労働時間を確定させましょう。

労働時間の考え方については「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をご覧ください。



「知らない」では済まされない

# 「スポットワーク」の労務管理



## 4 その他の注意点

### 通勤途中または仕事中にケガをした場合

スポットワーカーが通勤の途中または仕事中にケガをした場合、スポットワーカーは就労先の事業について成立する保険関係に基づき労災保険給付を受けることができます。(労働者災害補償保険法第7条等)

※ 労災保険料については、事業主のご負担になります。

### 労働災害防止対策も事業主の義務です

スポットワーカーの労働災害防止のため、労働安全衛生法等に基づく各種措置(雇入れ時等における機械等の危険性や安全装置の取扱方法等の教育の実施等)を講じましょう。

### ハラスメント対策も事業主の義務です

スポットワーカーに対するパワハラやセクハラなどハラスメント防止のため、労働施策総合推進法等に基づく各種措置(相談窓口や行為者に対する措置内容の周知等)を講じましょう。



賃金や労働時間、休業手当等の  
労働基準法等に関する  
お問い合わせは労働基準監督署へ



パワハラなどに関する相談や、ど  
こに相談したらよいか分からない  
方は総合労働相談コーナーへ  
※労働問題に関するあらゆる  
分野の相談受付窓口です



## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和8年7月)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

② 除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



**Point**

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

**Point**

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）****▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）

**▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

**Q & A****Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

## ハローワーク大阪東の求人・求職状況

### 1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年1月	前年同月	前年同月比	令和8年1月	前年同月	前年同月比
計	9,613	10,954	▲ 12.2	66,856	71,737	▲ 6.8
建設業	394	429	▲ 8.2	4,325	4,481	▲ 3.5
製造業	645	793	▲ 18.7	4,750	5,334	▲ 10.9
情報通信業	687	808	▲ 15.0	2,291	2,661	▲ 13.9
運輸業,郵便業	428	862	▲ 50.3	5,196	5,807	▲ 10.5
卸売業,小売業	777	996	▲ 22.0	5,839	6,394	▲ 8.7
学術研究,専門・技術サービス業	716	844	▲ 15.2	2,163	2,371	▲ 8.8
宿泊業,飲食サービス業	1,552	1,245	24.7	6,983	7,177	▲ 2.7
生活関連サービス業,娯楽業	109	86	26.7	2,692	2,769	▲ 2.8
教育,学習支援業	113	89	27.0	907	871	4.1
医療,福祉	1,920	2,017	▲ 4.8	19,853	19,858	▲ 0.0
サービス業（他に分類されないもの）	1,655	1,952	▲ 15.2	8,571	10,171	▲ 15.7

### 2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和8年1月	前年同月	前年同月比	令和8年1月	前年同月	前年同月比
職業計	1,869	1,757	6.4	28,367	26,843	5.7
A 管理的職業従事者	10	9	11.1	136	104	30.8
B 専門的・技術的職業従事者	319	301	6.0	4,559	4,235	7.7
C 事務従事者	596	555	7.4	7,462	6,898	8.2
D 販売従事者	110	109	0.9	1,724	1,509	14.2
E サービス職業従事者	172	160	7.5	3,098	2,702	14.7
F 保安職業従事者	8	11	▲ 27.3	285	283	0.7
G 農林漁業従事者	2	5	▲ 60.0	116	75	54.7
H 生産工程従事者	66	86	▲ 23.3	1,371	1,225	11.9
I 輸送・機械運転従事者	55	28	96.4	1,054	941	12.0
J 建設・採掘従事者	11	15	▲ 26.7	303	228	32.9
K 運搬・清掃・包装等従事者	149	117	27.4	3,246	2,970	9.3

### 3. 就職件数の推移

	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1
大阪東	288	381	499	359	349	296	344	248	298	363	291	290	269
大阪労働局	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546	5,914	4,830	4,991	4,662

## 職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和8年1月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	14,758	7,311	2.02	102,569	92,369	1.11
<b>01管理的職業</b>	53	37	1.43	415	463	0.90
<b>02研究・技術の職業</b>	2,869	497	5.77	12,704	5,973	2.13
006開発技術者	226	30	7.53	1,308	582	2.25
007製造技術者	155	80	1.94	833	1,281	0.65
008建築・土木・測量技術者	1,051	51	20.61	4,025	766	5.25
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	927	206	4.50	4,099	2,100	1.95
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	251	389	0.65	869	4,026	0.22
017デザイナー	66	217	0.30	247	2,091	0.12
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	931	239	3.90	8,763	3,511	2.50
023看護師、准看護師	491	103	4.77	3,878	1,643	2.36
024医療技術者	199	46	4.33	1,967	638	3.08
025栄養士、管理栄養士	29	13	2.23	1,209	255	4.74
028保健医療関係助手	75	21	3.57	838	294	2.85
<b>05保育・教育の職業</b>	267	107	2.50	2,647	1,354	1.95
029.031.032その他の保育・教育の職業	266	97	2.74	2,533	1,164	2.18
<b>06事務的職業</b>	1,722	2,447	0.70	9,488	27,190	0.35
033総務・人事・企画事務の職業	177	278	0.64	1,067	2,806	0.38
034一般事務・秘書・受付の職業	396	1,424	0.28	2,461	15,827	0.16
037医療・介護事務の職業	170	68	2.50	1,161	1,160	1.00
038会計事務の職業	273	226	1.21	1,097	2,388	0.46
040営業・販売関連事務の職業	299	157	1.90	1,426	1,754	0.81
<b>07販売・営業の職業</b>	2,593	507	5.11	10,573	6,263	1.69
045販売員	885	157	5.64	3,760	2,304	1.63
048営業の職業	1,618	325	4.98	6,364	3,671	1.73
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,452	299	4.86	14,761	4,177	3.53
049福祉・介護の専門的職業	507	142	3.57	5,955	1,636	3.64
050施設介護の職業	631	147	4.29	6,584	2,358	2.79
051訪問介護の職業	314	10	31.40	2,222	183	12.14
<b>09サービスの職業</b>	1,268	425	2.98	10,596	4,943	2.14
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	44	65	0.68	2,998	704	4.26
055飲食調理の職業	417	127	3.28	4,133	1,615	2.56
056接客・給仕の職業	645	147	4.39	2,648	1,588	1.67
057居住施設・ビル等の管理の職業	59	38	1.55	363	481	0.75
<b>10警備・保安の職業</b>	432	26	16.62	3,272	665	4.92
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	806	324	2.49	8,556	5,202	1.64
071製品製造・加工処理工（金属製品）	146	46	3.17	2,198	1,101	2.00
072製品製造・加工処理工（食料品等）	44	32	1.38	658	492	1.34
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	190	68	2.79	1,339	940	1.42
074機械組立工	75	29	2.59	814	563	1.45
075機械整備・修理工	101	32	3.16	1,544	482	3.20
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	148	82	1.80	1,022	928	1.10
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	909	226	4.02	8,961	4,585	1.95
082配送・集荷の職業	233	65	3.58	1,590	1,500	1.06
083貨物自動車運転の職業	65	40	1.63	3,095	908	3.41
085乗用車運転の職業	397	54	7.35	2,209	827	2.67
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	155	25	6.20	874	533	1.64
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	376	55	6.84	6,742	1,074	6.28
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	186	23	8.09	2,086	394	5.29
094電気・通信工事の職業	77	19	4.05	1,278	336	3.80
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	814	418	1.95	4,036	6,967	0.58
095荷役・運搬作業員	499	73	6.84	1,941	1,560	1.24
096清掃・洗浄作業員	137	87	1.57	773	1,182	0.65
（IT関連計）	1,824	636	2.87	8,696	6,763	1.29
（福祉関連計）	2,046	391	5.23	19,653	5,702	3.45
（介護関連小計）	1,385	248	5.58	13,981	3,534	3.96

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。  
 ※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。  
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。  
 ※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

## 職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和8年1月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	9,244	3,583	2.58	61,740	55,230	1.12
<b>01管理的職業</b>		11	0.00	9	81	0.11
<b>02研究・技術の職業</b>	58	63	0.92	393	878	0.45
007製造技術者		23	0.00	67	252	0.27
008建築・土木・測量技術者	18	6	3.00	145	121	1.20
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	15	20	0.75	81	193	0.42
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	210	107	1.96	664	1,227	0.54
017デザイナー	63	49	1.29	280	531	0.53
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	627	138	4.54	5,580	2,402	2.32
023看護師、准看護師	432	74	5.84	2,900	1,318	2.20
024医療技術者	75	13	5.77	1,089	288	3.78
028保健医療関係助手	62	13	4.77	769	241	3.19
<b>05保育・教育の職業</b>	241	63	3.83	3,136	1,189	2.64
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	60	21	2.86	768	356	2.16
029.031.032その他の保育・教育の職業	181	42	4.31	2,368	833	2.84
<b>06事務的職業</b>	1,112	948	1.17	6,409	12,941	0.50
034一般事務・秘書・受付の職業	230	607	0.38	2,220	8,319	0.27
037医療・介護事務の職業	98	41	2.39	1,077	693	1.55
038会計事務の職業	227	56	4.05	535	741	0.72
040営業・販売関連事務の職業	68	17	4.00	319	364	0.88
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	133	67	1.99	533	848	0.63
<b>07販売・営業の職業</b>	409	109	3.75	2,392	2,278	1.05
045販売員	361	86	4.20	2,153	1,944	1.11
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,200	160	7.50	12,615	2,622	4.81
049福祉・介護の専門的職業	161	63	2.56	2,415	853	2.83
050施設介護の職業	640	82	7.80	7,146	1,568	4.56
051訪問介護の職業	399	15	26.60	3,054	201	15.19
<b>09サービスの職業</b>	3,171	246	12.89	14,067	4,111	3.42
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	20	28	0.71	877	303	2.89
055飲食物調理の職業	1,620	87	18.62	9,469	1,755	5.40
056接客・給仕の職業	1,231	67	18.37	2,363	975	2.42
057居住施設・ビル等の管理の職業	250	42	5.95	688	675	1.02
<b>10警備・保安の職業</b>	264	25	10.56	2,686	496	5.42
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	211	75	2.81	1,952	1,501	1.30
071製品製造・加工処理工（金属製品）	12	10	1.20	196	206	0.95
072製品製造・加工処理工（食料品等）	78	12	6.50	560	313	1.79
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	63	23	2.74	646	361	1.79
074機械組立工	11	2	5.50	159	136	1.17
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	15	1	15.00	78	36	2.17
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	154	76	2.03	2,518	1,663	1.51
082配送・集荷の職業	49	27	1.81	543	518	1.05
083貨物自動車運転の職業	3	3	1.00	155	89	1.74
085乗用車運転の職業	76	22	3.45	1,291	613	2.11
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	10	1.20	115	138	0.83
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	6	7	0.86	137	155	0.88
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	6	2	3.00	50	60	0.83
092土木の職業		1	0.00	35	33	1.06
094電気・通信工事の職業		3	0.00	26	46	0.57
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	1,556	664	2.34	9,023	11,582	0.78
095荷役・運搬作業員	67	50	1.34	972	916	1.06
096清掃・洗浄作業員	1,227	168	7.30	5,373	3,108	1.73
097包装作業員	96	48	2.00	572	708	0.81
098選別・ピッキング作業員	55	46	1.20	721	1,101	0.65
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	111	352	0.32	1,385	5,749	0.24
（福祉関連計）	232	142	1.63	1,024	1,788	0.57
（介護関連小計）	1,682	222	7.58	16,357	3,875	4.22
	1,201	133	9.03	12,551	2,315	5.42

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。  
 ※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。  
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。  
 ※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

## 職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和8年1月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
<b>職業計</b>	243,233	327,104	254,854	244,281	314,835	250,333
<b>01 管理的職業</b>	291,429	398,571	308,333	281,547	368,491	376,019
<b>02 研究・技術の職業</b>	284,477	470,832	268,000	271,454	443,977	290,187
006 開発技術者	265,713	403,231	276,250	254,767	406,803	322,583
007 製造技術者	259,827	372,651	254,000	244,776	360,949	266,808
008 建築・土木・測量技術者	320,496	569,986	335,556	299,315	500,151	312,069
009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	250,053	396,433	265,000	261,226	435,432	277,218
<b>03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	245,935	354,086	263,182	234,635	341,185	249,340
017 デザイナー	240,772	327,233	260,909	240,398	339,449	242,857
<b>04 医療・看護・保健の職業</b>	257,396	312,897	281,569	255,203	304,482	276,270
023 看護師、准看護師	270,051	328,222	304,000	269,336	317,726	289,025
024 医療技術者	253,900	312,009	259,167	258,844	310,743	265,762
025 栄養士、管理栄養士	217,320	234,470	200,000	222,193	261,580	223,220
028 保健医療関係助手	199,182	227,071	202,857	202,612	236,857	206,897
<b>05 保育・教育の職業</b>	230,954	269,063	241,176	229,362	264,111	232,304
029.031.032 その他の保育・教育の職業	230,954	269,063	241,176	229,706	264,920	234,975
<b>06 事務的職業</b>	223,685	276,286	231,120	221,260	273,631	233,881
033 総務・人事・企画事務の職業	228,630	284,074	272,105	226,997	291,727	289,594
034 一般事務・秘書・受付の職業	208,995	239,602	217,248	212,154	248,455	219,095
037 医療・介護事務の職業	210,237	246,648	210,000	206,132	240,720	205,046
038 会計事務の職業	245,258	323,147	275,758	238,215	321,869	251,069
040 営業・販売関連事務の職業	229,649	296,067	241,852	226,730	281,222	255,477
<b>07 販売・営業の職業</b>	231,823	297,063	352,283	242,529	314,801	286,108
045 販売員	209,155	246,020	267,419	227,432	281,039	227,282
048 営業の職業	240,291	321,501	403,333	249,369	332,512	315,264
<b>08 福祉・介護の職業</b>	239,906	276,111	233,750	246,030	279,307	233,020
049 福祉・介護の専門的職業	253,033	288,618	226,842	261,752	296,666	237,431
050 施設介護の職業	231,173	271,525	238,333	232,317	263,437	229,197
051 訪問介護の職業	234,660	261,811	310,000	233,509	267,382	245,000
<b>09 サービスの職業</b>	236,790	306,392	237,460	250,600	307,455	239,044
053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業	220,000	256,667	210,000	263,764	306,643	225,463
055 飲食調理の職業	245,991	301,218	238,095	250,551	307,350	243,718
056 接客・給仕の職業	226,177	347,050	262,000	239,641	332,617	246,759
057 居住施設・ビル等の管理の職業	227,899	246,081	185,000	224,351	244,242	215,143
<b>10 警備・保安の職業</b>	208,175	230,418	300,000	210,574	233,358	205,231
<b>12 製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	228,613	306,748	244,902	226,925	308,467	245,229
071 製品製造・加工処理工（金属製品）	230,294	300,142	231,818	228,387	313,483	257,447
072 製品製造・加工処理工（食料品等）	234,787	273,720	226,000	225,797	283,192	226,389
073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	225,318	287,624	291,667	217,652	283,002	240,649
074 機械組立工	209,832	276,061	246,000	222,623	304,513	230,408
075 機械整備・修理工	230,854	332,865	225,000	228,181	310,715	265,056
080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）	245,128	358,969	233,077	242,704	358,925	248,929
<b>13 配送・輸送・機械運転の職業</b>	225,941	277,688	268,246	253,019	311,875	262,103
082 配送・集荷の職業	236,134	262,742	261,765	253,003	297,025	254,822
083 貨物自動車運転の職業	261,691	303,802	316,250	276,796	347,606	297,887
085 乗用車運転の職業	210,367	341,348	272,941	219,908	285,419	258,667
089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	214,589	258,137	234,000	233,429	294,890	243,300
<b>14 建設・土木・電気工事の職業</b>	251,313	377,390	252,222	249,210	373,005	285,149
091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	261,862	405,755	245,000	255,328	382,944	298,404
094 電気・通信工事の職業	231,144	321,317	266,667	237,092	366,123	271,912
<b>15 運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	211,023	237,357	203,571	222,232	270,603	211,476
095 荷役・運搬作業員	204,060	234,394	218,571	220,594	269,579	225,107
096 清掃・洗浄作業員	216,895	242,037	185,000	222,183	270,720	197,163
（IT関連計）	253,908	384,683	251,750	255,926	408,415	267,784
（福祉関連計）	246,731	289,062	264,746	249,222	286,948	254,210
（介護関連小計）	238,174	274,613	238,000	242,185	275,927	233,811

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

## 職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和8年1月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
<b>職業計</b>	1,280	1,356	1,283	1,303	1,410	1,258
<b>01管理的職業</b>	--	--	1,492	2,250	3,125	1,485
<b>02研究・技術の職業</b>	1,352	1,540	1,953	1,437	1,680	1,563
007製造技術者	--	--	1,269	1,450	1,690	1,284
008建築・土木・測量技術者	1,400	2,000	1,500	1,492	1,795	1,426
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,185	1,326	1,892	1,226	1,548	1,586
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	1,519	1,811	1,347	1,358	1,599	1,468
017デザイナー	1,296	1,520	1,300	1,227	1,450	1,334
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	1,867	2,046	1,692	1,711	1,927	1,645
023看護師、准看護師	1,824	1,987	1,814	1,723	1,908	1,639
024医療技術者	2,273	2,467	2,044	1,835	2,152	1,654
028保健医療関係助手	1,223	1,289	1,185	1,225	1,316	1,205
<b>05保育・教育の職業</b>	1,387	1,570	1,354	1,341	1,470	1,311
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,234	1,234	1,177	1,272	1,349	1,222
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,417	1,635	1,390	1,358	1,500	1,358
<b>06事務的職業</b>	1,298	1,411	1,231	1,253	1,353	1,226
034一般事務・秘書・受付の職業	1,290	1,362	1,213	1,247	1,331	1,207
037医療・介護事務の職業	1,227	1,315	1,203	1,231	1,312	1,200
038会計事務の職業	1,298	1,569	1,352	1,292	1,504	1,303
040営業・販売関連事務の職業	1,229	1,373	1,266	1,256	1,372	1,305
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,239	1,380	1,322	1,209	1,323	1,242
<b>07販売・営業の職業</b>	1,177	1,188	1,249	1,230	1,352	1,234
045販売員	1,177	1,185	1,217	1,221	1,340	1,195
048営業の職業	1,286	1,286	1,500	1,323	1,494	1,462
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,284	1,420	1,217	1,322	1,465	1,239
049福祉・介護の専門的職業	1,314	1,428	1,177	1,367	1,502	1,268
050施設介護の職業	1,263	1,385	1,253	1,273	1,361	1,223
051訪問介護の職業	1,311	1,488	1,177	1,409	1,704	1,285
<b>09サービスの職業</b>	1,201	1,233	1,249	1,200	1,265	1,205
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,267	1,400	1,394	1,213	1,445	1,288
055飲食調理の職業	1,191	1,227	1,177	1,191	1,234	1,190
056接客・給仕の職業	1,207	1,253	1,233	1,192	1,269	1,212
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,215	1,215	1,214	1,204	1,210	1,183
<b>10警備・保安の職業</b>	1,199	1,303	1,191	1,223	1,308	1,185
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	1,226	1,355	1,195	1,204	1,300	1,228
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,205	1,312	1,177	1,243	1,351	1,235
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,206	1,252	1,300	1,209	1,249	1,191
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,182	1,218	1,177	1,177	1,246	1,192
074機械組立工	1,325	1,425	--	1,218	1,324	1,229
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,215	1,235	--	1,190	1,246	1,269
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	1,269	1,323	1,236	1,266	1,338	1,206
082配送・集荷の職業	1,225	1,320	1,269	1,253	1,369	1,202
083貨物自動車運転の職業	--	--	--	1,412	1,531	1,177
085乗用車運転の職業	1,287	1,338	1,230	1,221	1,285	1,191
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,225	1,225	1,177	1,232	1,302	1,195
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	1,200	1,500	1,400	1,437	1,767	1,286
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,200	1,500	--	1,501	1,889	1,223
092土木の職業	--	--	--	1,428	1,782	1,190
094電気・通信工事の職業	--	--	1,400	1,358	1,601	1,367
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	1,192	1,207	1,180	1,202	1,231	1,182
095荷役・運搬作業員	1,205	1,250	1,195	1,216	1,278	1,185
096清掃・洗浄作業員	1,194	1,205	1,177	1,202	1,223	1,177
097包装作業員	1,204	1,255	1,177	1,194	1,230	1,181
098選別・ピッキング作業員	1,177	1,274	1,217	1,204	1,255	1,196
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,177	1,177	1,189	1,198	1,235	1,192
（IT関連計）	1,242	1,454	1,415	1,269	1,466	1,355
（福祉関連計）	1,468	1,616	1,519	1,444	1,605	1,405
（介護関連小計）	1,282	1,417	1,217	1,318	1,460	1,233

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2026年1月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	6	3	15	TOEIC(600点～)	34	222	20	44
第三種電気主任技術者	6	79	20	149	日本語検定1級	36	200	1	28
1級電気工事施工管理技士	2	44	19	73	日本語検定3級	19	182	0	3
2級電気工事施工管理技士	1	27	16	86	日商簿記1級	8	104	2	11
一級建築士	9	80	75	391	日商簿記2級	174	1,787	41	234
二級建築士	14	170	64	344	日商簿記3級	200	2,018	69	358
1級建築施工管理技士	6	80	77	537	簿記能力検定(全経2級)	11	89	0	8
2級建築施工管理技士	3	65	84	358	運行管理者(貨物)	4	179	2	49
1級土木施工管理技士	5	115	190	568	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	8	88	0	6
2級土木施工管理技士	3	69	188	544	医療事務資格	22	286	6	78
1級造園施工管理技士	1	13	0	34	登録販売者(一般医薬品)	14	220	4	146
薬剤師	15	246	44	392	理容師	4	43	5	1,396
保健師	9	147	31	238	美容師	39	518	44	2,105
助産師	9	75	1	30	ネイリスト技能検定試験2級	3	32	0	23
看護師	120	1,665	661	4,824	ネイリスト技能検定試験3級	2	54	0	19
准看護師	21	374	310	2,662	調理師	88	1,128	188	2,230
臨床検査技師	8	104	15	126	警備員検定試験(1級)	0	0	3	5
理学療法士	11	120	76	1,024	警備員検定試験(2級)	0	4	3	8
作業療法士	4	54	60	782	大型自動車免許	35	956	26	1,415
歯科技工士	3	50	6	45	大型自動車第二種免許	26	429	7	291
歯科衛生士	16	233	34	375	普通自動車免許	1,893	30,861	107	2,753
診療放射線技師	3	63	15	67	普通自動車第二種免許	51	535	183	1,381
言語聴覚士	2	36	38	433	大型特殊自動車免許	7	166	0	33
管理栄養士	18	260	57	742	自動二輪車免許	48	881	10	155
栄養士	34	419	62	1,284	原動機付自転車免許	9	290	565	1,096
あん摩マッサージ指圧師	1	13	31	216	牽引免許	10	257	0	250
はり師	6	66	45	255	フォークリフト運転技能者	146	3,374	339	2,780
きゅう師	5	53	21	178	中型自動車免許	12	344	97	1,798
柔道整復師	7	82	34	251	中型自動車第二種免許	2	34	0	104
臨床心理士	2	21	49	121	8トン限定中型自動車免許	10	483	33	747
社会福祉士	17	279	191	1,273	危険物取扱者(乙種)	49	948	30	267
介護福祉士	103	1,713	714	8,872	危険物取扱者(丙種)	3	90	1	21
保育士	83	1,289	277	3,533	溶接技能者	1	23	2	20
ホームヘルパー1級	4	51	19	394	ガス溶接技能者	14	329	2	257
ホームヘルパー2級	75	1,212	344	3,924	アーク溶接技能者(基本級)	4	184	0	88
精神保健福祉士	4	93	63	476	二級自動車整備士	4	95	12	145
介護支援専門員(ケアマネージャー)	21	373	56	1,530	三級自動車整備士	2	45	11	176
介護職員基礎研修修了者	2	36	5	253	自動車検査員	1	35	2	32
福祉用具専門相談員	7	106	7	72	2級ボイラー技士	10	181	17	62
介護職員初任者研修修了者	60	988	889	9,691	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	112	6	49
介護職員実務者研修修了者	46	490	526	5,743	移動式クレーン運転士	8	165	1	86
税理士	1	18	14	42	小型移動式クレーン運転技能者	7	202	7	147
社会保険労務士	8	117	47	100	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	36	0	39
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	57	932	52	1,253	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	2	124	2	231
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	23	312	63	549	玉掛技能者	49	1,143	57	937
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	39	561	10	146	第一種電気工事士	11	157	21	362
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	78	824	67	389	第二種電気工事士	48	793	122	1,014
管理業務主任者	4	75	7	32	足場の組立て等作業主任者	3	47	0	73
実用英語技能検定2級	61	612	5	25	1級管工事施工管理技士	1	34	42	124
TOEIC(730点～)	75	535	1	10	2級管工事施工管理技士	1	25	16	117